

## 島根県告示第370号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

平成26年6月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 起業者の名称

安来市

### 2 事業の種類

（仮称）安来市給食センター建設事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

島根県安来市切川町字善徳及び飯島町字毛津田地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県安来市切川町及び飯島町地内における4,765平方メートルの土地を起業地とする「（仮称）安来市給食センター建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、安来市が給食センターを新築整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である安来市は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

##### ア 得られる公共の利益

安来市は、平成16年10月1日に旧安来市、旧広瀬町及び旧伯太町が対等合併して誕生した市であり、市内には中学校5校、小学校17校、幼稚園6園を有している。安来市では、平成23年3月に安来市食育推進計画を策定してライフステージにおける食育の推進等を行っており、「学校給食の提供」を食育の推進につながる主要施策として位置付けている。

しかしながら、安来市の学校給食は、市町合併以降も旧市町で行っていた給食方法を踏襲しているため、給食の有無や方法、給食費や補助費が一律ではなく、学校間で給食に係る行政サービスが平等となっていない。また、安来市にある給食施設の約80パーセントが建築後20年を経過しており、施設の老朽化や厨房機器の経年劣化による施設修繕費が増加している。さらに、近年改築した小学校1校を除く給食施設は、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号。以下「管理基準」という。）を満たしていないが、管理基準を満たすように施設改修を行うには施設の新設と同程度の費用を要することから、応急措置を行って既存施設を使用している状況である。

本件事業の完成により、これまで一律でなかった給食に係る行政サービスを平等にすることができるだけでなく、安定的な給食の提供を通じて、中学生、小学生及び幼稚園児の健全な育成に寄与することが認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響について検討したところ、最新の建築設備により大気汚染物質の排出防除や防音対策を図ること等から周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件事業に係る土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、交通の利便性や公共下水道等の整備状況を勘案して、旧安来市内の3つの候補区域について検討が行われている。申請区域である切川地区は他の2地区と比較して、交通アクセスが良く、周辺に民家も少なく環境面に優れていることから、申請区域が最も合理的であると認められる。

さらに、申請区域の中で候補地A（JR山陰本線沿線）、候補地B（今村集落隣接）及び候補地C（安来道路隣接。以下「申請地」という。）の3つの候補地について検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、幹線道路網の交通結節点であり利便性が高いこと、土地が整形で施工が容易なこと、事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、安来市では旧市町で行っていた給食方法を踏襲しているため学校間で給食に係る行政サービスが平等となっていないこと、既存施設の老朽化に伴い維持修繕費が増加していること、管理基準を満たさず応急措置を行って使用している既存施設が多数存することから、できるだけ早期に給食センターの新築整備を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

#### 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

安来市役所（総務部庁舎建設室）